

## コザ運動公園施設等整備工事（基本設計）に係る 公募型プロポーザル方式の実施要領

### 1. 業務概要

- (1) 目的：本業務は、令和3年度の「コザ運動公園施設等整備工事（基本計画）」業務委託でとりまとめた公園内の一部再編に係る基本的な内容に基づき、公園利用者の利便性の向上を図るために技術的及びデザインの、経済的な見地から設計の指針を明らかにし、実施設計に向けて公園等の骨格となる施設配置、諸施設の形状、植栽等について概略設計をおこなうものである。
- (2) 業務名：コザ運動公園施設等整備工事（基本設計）
- (3) 業務内容：別紙「特記仕様書」参照
- (4) 業務期間：着手日から令和5年3月31日まで

### 2. 業務に要する費用

本業務に関する上限額：21,648,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）  
※ なお、参考見積書の金額が、設定された上限額を超過した場合は失格とする。

### 3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者（提案者となろうとする者）は、日本国内に本社を有するものであって、次に掲げる事項を満たすものとする。また、参加者は下記の要件にある設計共同体とする。

#### (1) 参加者に共通して求める要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 「沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決済）」の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- ③ 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- ④ 「令和4年度 沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録していること。
- ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑥ 沖縄市暴力団排除条例（平成23年12月21日条例第15号）第2条の暴力団及び暴力団員に該当しないこと。また、第5条に関わる責務を果たせること。

#### (2) 設計共同体の結成にあたっての要件

- ① 参加者は2社以上によって自主結成された設計共同体であること。
- ② 設計共同体の構成員のうち1社以上が沖縄市内に本店があり、「令和4年度 沖縄市入札参加資格者登録名簿（建設コンサルタント）」に登録されている企業であること。
- ③ 設計共同体は、通知された方法に基づき、契約担当者に対し、参加申し込み時に設計共同体協定書を提出すること。
- ④ 出資比率は代表構成員を最大とするとともに、各構成員の出資比率を2社の場合

は30%、3社以上の場合は20%を下回らないようにすること。

⑤ 代表構成員は過去5年以内に元請けとして同種・類似業務の実績を有すること。

※ 同種・類似業務とは都市基幹公園（総合公園・運動公園）以上の規模の計画、設計又はこれと類似する業務をいう。

(3) その他全構成員が満たすべき要件

本プロポーザルにおいて他の設計共同体の構成員でないこと。

#### 4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和4年9月29日（木）12時まで

※ 本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成・提出に必要な事項並びに業務実施に係る条件に限る。

(2) 提出方法：別添の質問書（様式7）により、メールにて提出すること。

※ メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 回答日：令和4年10月3日（月）

(4) 回答方法：本市ホームページに掲載

#### 5. 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書は、別紙「企画提案書作成要領」及び令和3年度発注の業務委託「コザ運動公園施設等整備工事（基本計画）」でとりまとめた公園内の一部再編に係る基本的な内容に基づき作成する。

※ 令和3年度「コザ運動公園施設等整備工事（基本計画）」の計画業務に関する報告書は本市ホームページにて掲載する。

※ 過年度の配置計画を見直すことも可能とする。

(1) 提出書類・必要部数 原本1部、副本2部

① 参加申込書（様式1）

② 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2）

※ 「設計共同体協定書（参考様式）」も併せて提出すること。

③ 会社概要（様式3）

④ 業務実績調書（様式4）

※ 業務概要を記入し、業務実績を証明するテクリス又は契約書等の写しを添付すること。

⑤ 担当技術者調書（様式5）

※ 保有資格等を証明する資格証の写しを添付すること。

⑥ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式6）

※ 業務概要を記入し、業務実績を証明するテクリス等の写しを添付すること。

(2) 企画提案書 原本1部、副本9部

① 企画提案書（任意様式）

② 業務スケジュール（任意様式）

(3) 参考見積書（任意様式） 原本1部、副本2部

※ 経費内訳が分かる資料を添付すること。

(4) その他証明書类等 原本1部、副本2部

① 履歴事項全部証明書等

法人	登記簿謄本
商号登記している個人	商号登記簿謄本
商号登記していない個人	身分証明書

② 各種法人税を滞納していないことが証明できる書類（直近のもの）

③ 自己資本比率を証明できる書類（直近のもの）

④ 会社のパンフレット等があれば添付

(5) 提出期限等

① 提出期限：令和4年10月14日（金）12時まで（必着）

② 提出場所：沖縄市役所 建設部 公園みどり課

③ 提出方法：持参又は送付（いずれの方法でも提出期限必着とする。）

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法による。

（提出書類に不備のある場合は受理不可であるため、郵送の際はその旨考慮した上で発送手続きを行うこと。）

## 6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記7.（1）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考する。ただし、プロポーザルの提案者が多数の場合は、上位4社程度を選考するものとし、選考結果を書面によって通知する。なお、少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとする。

実施日：令和4年10月19日（水）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者について、企画提案のヒアリング等を実施し、下記7.（2）で示す審査基準に基づいて審査する。第1次審査及び第2次審査の合計点により、最も優れている事業者を選定する。

実施日：令和4年10月24日（月）予定

※ 1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分程度、質疑応答10分程度）とする。

※ 会社名を特定できるような服装や言動を行わないこと。

※ 2次審査においては、液晶テレビ、パソコン等を使用できるものとする。液晶テレビ及びHDMIケーブルは本市が用意するが、パソコンは提案者側で用意すること。

※ 2次審査は、対面にて行うことを原則とするが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況にあっては、オンラインにて行う場合がある。その場合の実施方法については本市の指示に従うこと。

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知する。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリングを実施する旨を、書面によって通知する。

通知：令和4年10月21日（金） 予定

② 第2次審査

審査結果を文書により通知する。

通知：令和4年10月26日（水） 予定

## 7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査する。

(1) 第1次審査（40点満点）

- ① 企業実績等（所在地、資本金、経営年数、過去5年間の同種・類似業務の実績件数）

※ 同種・類似業務とは都市基幹公園（総合公園・運動公園）以上の規模の計画、設計又はこれと類似する業務をいう。

- ② 管理技術者の実績等（資格、経験年数、過去5年間の同種・類似業務の実績件数、専任性）

※ 同種・類似業務とは都市基幹公園（総合公園・運動公園）以上の規模の計画、設計又はこれと類似する業務をいう。

(2) 第2次審査（100点満点）

別紙「特記仕様書」に示す業務内容について、業務実施方針や業務遂行力、また具体的かつ効果的で実現性のある提案となっているか、以下の評価事項及び評価基準を基に、プレゼンテーションを通して総合的に評価を行う。

評価項目	評価の視点
業務実施方針	業務の内容及び目的について十分に理解し、将来における当該公園全体の利便性向上を図る内容となっているか評価する。
業務遂行力	実現可能な業務実施体制及び業務計画（業務手順・適正な工程計画）となっているか評価する。 また、実現可能な事業計画（整備にかかる費用及び計画等）となっているか評価する。
配置計画	当該公園の立地特性、体育館や沖縄アリーナ及び宿泊施設等の各種施設の配置等から、当該公園の効用を高め利用促進に繋がる計画となっているか評価する。
動線計画	当該公園の出入口（移設先）から園路や公園内を通る市道、駐車場の配置や高低差等を踏まえ、公園利用者の散策、休憩等のための空間を安全かつ快適なものとする計画となっているか評価する。
創造性及び技術力	得意分野を生かし魅力的で専門性の高い提案となっているかを評価する。
その他	その他、本市にとって有意義な提案について評価する。

※ なお、プロポーザル参加者が1社の場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、最優秀提案者として選定しない。

## 8. 日程(予定)

公 示	令和4年 9月22日
質問受付締切	令和4年 9月29日(12時まで)
質問回答	令和4年10月 3日
企画提案書等受付締切	令和4年10月14日(12時まで)
第1次審査	令和4年10月19日(予定)
第1次審査結果通知	令和4年10月21日(予定)
第2次審査	令和4年10月24日(予定)
結果通知	令和4年10月26日(予定)
契約締結	令和4年10月28日(予定)
業務開始	令和4年10月31日(予定)

## 9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコツ額が、設定された本業務に関する上限額を超過したもの

## 10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとする。

## 11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないととも、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、市と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 企画提案書作成上の基本事項

プロポーザルは、業務における具体的な取組み方法について募集するものであり、当該業務の具体的な内容や成果の一部(図面、模型写真等)を求めるもので

はありません。

実際の業務は、契約締結後に技術提案書に記載された取組み方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議の上、実施することとなります。このため、記載の許された表現や項目以外の内容を含む企画提案は評価の対象としません。

(8) 企画提案書の評価対象外について

以下の次項および本実施要領に示された条件に適合しない企画提案書は評価の対象外とします。

- ① 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限度の範囲についてのみ認めるが、具体的な構造物の設計またはこれに類するものに基づいた表現をしてはならない。
- ② 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）を使用してはならない。
- ③ 提出者を特定することができる会社名等の内容（一般的に通用している社章、ロゴマーク用を含む）を記載してはならない。

(9) 本業務の実施に当たり、地域住民の意見聴取及び連携を図ること。

(10) 評価委員の役職・氏名に関する質問や、他の参加者に関する質問には応じないものとする。

(11) 本業務の実施にあたっては、市と十分な協議を行ない、指示事項については、責任を持って対応するものとする。

## 12. 本プロポーザルに関する質問先・提出先

〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市役所 建設部 公園みどり課（市役所6階）担当：喜屋武

TEL：098-939-1212（内線2667）

FAX：098-934-3854

※FAX送信の宛名は、公園みどり課整備係としてください。

Mail：parka65@city.okinawa.lg.jp